

消防用設備等の点検及び報告について

防火対象物には、消火器や自動火災報知設備など、各種の消防用設備等が設置されていますが、火災が発生したときに確実に作動し、機能を発揮することができるかを、日頃から確認しておく必要があります。

消防法では、消防用設備等の設置及び維持義務のある防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に対し、設置されている消防用設備等を**定期的に点検し、その結果を消防署長に報告**することを義務付けています。



Q、点検は誰が行うの？

消防用設備等は、火災が発生したときの確実な作動が必要となりますので、**消防設備士又は消防設備点検資格者**といった有資格者による点検が必要となります。

なお、建物の規模や用途によって、消火器や誘導標識など比較的点検が容易な消防用設備等は、ご自身で点検することも可能ですので、最寄りの消防署所にご相談下さい。



ご自身で消火器の点検と報告書を作成するアプリは、総務省消防庁のホームページで確認してください。
(リンク先：総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>)

Q、報告はどうすればいいの？

消防用設備等の点検結果を報告するときは、防火対象物を管轄する消防署所（消防署、消防分署、消防出張所）に**消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書**を提出してください。

また、令和元年8月1日から点検報告が義務付けられている全ての防火対象物を対象として郵送による点検報告ができるようになりました。

提出する書類は以下のとおりです。

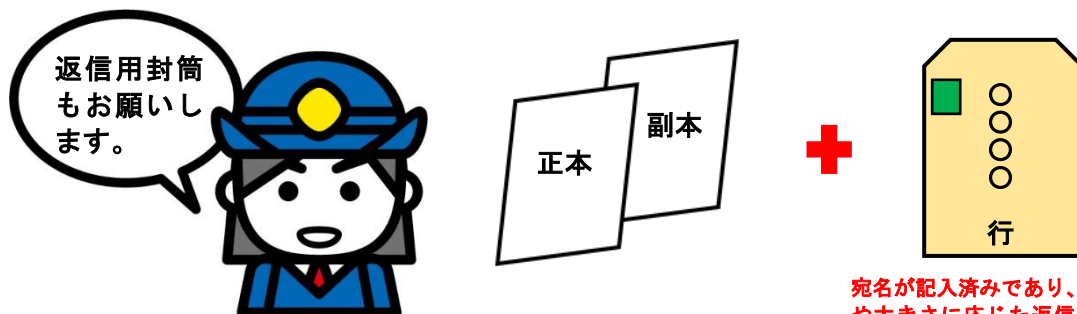
① 消防署所に直接持参する場合

- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書・・・2部（正本、副本）
- ※郵送による返却を希望する場合は、②と同様に副本返信用封筒も持参して下さい。



② 消防署所に郵送する場合

- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書・・・2部（正本、副本）
- ・ 副本返信用封筒（郵送による返却を希望する場合に限りです）



宛名が記入済みであり、副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を添付してください。

※ 郵送する場合の注意事項

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
- 2 郵送方法については任意ですが、消防署所に郵便物が届かない場合、消防署所では責任を負いかねますのでご了承ください。**郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。**
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合がありますので、担当者の氏名や連絡先などの情報が分かるようにしてください。

点検結果報告書の提出先消防署所一覧

市 町	消 防 署 所	住 所	電話番号
盛 岡 市	盛岡中央消防署 (※)	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目 27 番 55 号	(019) 626-7303
	盛岡中央消防署玉山出張所	〒028-4132 盛岡市渋民字泉田 361 番地	(019) 683-2050
	盛岡中央消防署上田出張所	〒020-0066 盛岡市上田四丁目 12 番 21 号	(019) 626-0119
	盛岡中央消防署松園出張所	〒020-0103 盛岡市西松園二丁目 18 番 2 号	(019) 664-0119
	盛岡中央消防署中野出張所	〒020-0816 盛岡市中野一丁目 20 番 29 号	(019) 654-0119
	盛岡中央消防署山岸出張所	〒020-0004 盛岡市山岸六丁目 13 番 17 号	(019) 601-8119
	盛岡西消防署 (※)	〒020-0133 盛岡市青山三丁目 8 番 10 号	(019) 647-0119
	盛岡西消防署繫出張所	〒020-0055 盛岡市繫字萩内沢 62 番地 5	(019) 689-3119
	盛岡西消防署城西出張所	〒020-0143 盛岡市上厨川字新田 85 番地 20	(019) 643-0119
	盛岡西消防署厨川出張所	〒020-0123 盛岡市下厨川字四十四田 1 番地 247	(019) 641-0119
	盛岡南消防署 (※)	〒020-0831 盛岡市三本柳 10 地割 47 番地	(019) 637-0119
盛岡南消防署仙北出張所	〒020-0861 盛岡市仙北三丁目 15 番 41 号	(019) 634-0119	
八 幡 平 市	八幡平消防署 (※)	〒028-7111 八幡平市大更第 35 地割 227 番地	(0195) 76-2119
	八幡平消防署松尾出張所	〒028-7301 八幡平市野駄第 19 地割 65 番地	(0195) 74-2119
	八幡平消防署安代出張所	〒028-7533 八幡平市叭田 200 番地	(0195) 72-2119
滝 沢 市	滝沢消防署 (※)	〒020-0654 滝沢市中鞆飼 55 番地	(019) 687-5119
	滝沢消防署滝沢北出張所	〒020-0611 滝沢市巣子 992 番地 21	(019) 688-0119
雫 石 町	盛岡西消防署雫石分署	〒020-0555 岩手郡雫石町上曾根田 110 番地	(019) 692-6119
葛 巻 町	盛岡中央消防署葛巻分署	〒028-5402 岩手郡葛巻町葛巻第 8 地割 5 番地 1	(0195) 66-2709
岩 手 町	盛岡中央消防署岩手分署	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市第 11 地割 28 番地 1	(0195) 62-6119
紫 波 町	紫波消防署	〒028-3307 紫波郡紫波町桜町字大坪 40 番地 1	(019) 676-7119
矢 巾 町	盛岡南消防署矢巾分署	〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅第 8 地割 96 番地 1	(019) 697-0119

※ 防火対象物を管轄する消防署所が分からない場合は、各消防署 (※印) に問い合わせてください。

Q、点検結果報告書の様式は？

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の様式は、総務省消防庁のホームページでご確認ください。
（リンク先：総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html>）

なお、平成31年4月18日から点検結果報告書の様式が以下のとおり変更となっております。

① 点検結果報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について

報告義務者（所有者・管理者・占有者）以外の者まで押印を求めていましたが、立会者等については消防機関において本人確認を行う法的必要性が無いことから、立会者等の押印を不要とし、**㊞マークが削除**されました。

② 点検結果報告書様式における記載内容の見直しについて

点検報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったことから、**点検結果報告書様式の記載内容の見直し**を行いました。

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書			
年 月 日			
消防長（消防署長）（市町村長） 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
電話番号			
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		
	規模	地上 階 地下 階 延べ面積	m
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等			
※受付欄	※経過欄	※備考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 消防設備士又は消防設備士に記入し、添付すること。
3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する事項を記入すること。
4 ※印欄は、記入しな

4とすること。
点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式のと点検票を添付すること。

記載内容が見直されました

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名称	防火管理者	所在地	点検実施責任者	点検年月日	年月日～	年月日	点検結果	内容	立会者
							良・不良		
							良・不良		
							良・不良		
							良・不良		
							良・不良		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

㊞マークが削除されました

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防設備等）点検者一覧表

点 検 者					設 備 名
住 所	氏 名		電 話 番 号		
社 名	消 防 設 備 士				
資 格	種 別	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事	講 習 受 講 年 月
甲 種	特 種	年 月 日			年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日			年 月
乙 種	6 類	年 月 日			年 月
乙 種	7 類	年 月 日			年 月
備 考					
資 格					
消 防 設 備 点 検 資 格 者					
種 別	種 等	交 付 年 月 日	交 付 番 号	有 効 期 限	
特 種	種	年 月 日		年 月 日	
第 1 種	種	年 月 日		年 月 日	
第 2 種	種	年 月 日		年 月 日	

点 検 者					設 備 名
住 所	氏 名		電 話 番 号		
社 名	消 防 設 備 士				
資 格	種 別	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事	講 習 受 講 年 月
甲 種	特 種	年 月 日			年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日			年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日			年 月
乙 種	6 類	年 月 日			年 月
乙 種	7 類	年 月 日			年 月
備 考					
資 格					
消 防 設 備 点 検 資 格 者					
種 別	種 等	交 付 年 月 日	交 付 番 号	有 効 期 限	
特 種	種	年 月 日		年 月 日	
第 1 種	種	年 月 日		年 月 日	
第 2 種	種	年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
- 3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の種別等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習受講年月、有効期限を記載すること。
- 4 誘導灯及び誘導標識の点検を実施した者は、備考欄に電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士免状又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状のいずれかの免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載すること。（第二種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者を除く。）

消防用設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は別記様式3を添付してください

別記様式第1

(その1)

消 火 器 具 点 検 票									
名 称		防 火 管 理 者							
所 在		立 会 者							
点検種別	機 器 点 検	点検年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		
点 検 者	氏 名	点 検 者 所 属 会 社	社 名		TEL		住 所		
			点 検 結 果						
点 検 項 目	消 火 器 の 種 別						判 定	不 容	措 置 内 容
	A	B	C	D	E	F			
機 器 点 検									
設 置 場 所	設 置 間 隔	適 応 性	耐 震 措 置	其 他 特 殊 措 置	機 器 点 検	判 定	不 容	措 置 内 容	備 考
設 置 場 所	設 置 間 隔	適 応 性	耐 震 措 置	其 他 特 殊 措 置	機 器 点 検	判 定	不 容	措 置 内 容	備 考
キ ャ ッ プ									
ホ ー ス									
ノズル・ホーン・ノズル栓									
指 示 圧 力 計									
圧 力 調 整 器									
安 全 弁									
保 持 装 置									
車 輪 (車 載 式)									
ガ ス 導 入 管 (車 載 式)									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 消火器の種類欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

Ⓞマークが削除されました